公安委員会規程第15号

放置違反金の納付命令に係る使用制限に関する規程を次のように定める。

平成18年５月26日

埼玉県公安委員会委員長

放置違反金の納付命令に係る使用制限に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、別に定めがあるもののほか、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第75条の２第２項の規定による車両の使用の制限命令の処分（以下「使用制限」という。）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「運転代行業法」という。）第19条第１項の規定により読み替えて適用される使用制限（以下「読み替えて適用される使用制限」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（報告）

第２条　交通部交通指導課長は、使用制限及び読み替えて適用される使用制限（以下「使用制限等」という。）に該当する事案を認知したときは、当該処分に必要な事項を速やかに埼玉県警察本部長（以下「本部長」という。）に報告しなければならない。

（上申）

第３条　本部長は、前条の報告があったときは、必要な事項を調査し、速やかに埼玉県公安委員会に上申しなければならない。

（移送）

第４条　本部長は、使用制限に該当する事案のうち、当該事案に係る車両の使用の本拠の位置が他の都道府県にあるものについては、車両の使用制限処分事案移送通知書（様式第１号）に関係書類を添付して、当該都道府県公安委員会に移送するものとする。

２　本部長は、読み替えて適用される使用制限に該当する事案のうち、当該事案に係る運転代行業法第２条第２項に規定する自動車運転代行業者（以下「運転代行業者」という。）の主たる営業所の所在地が他の都道府県にあるものについては、運転代行業者に係る車両の使用制限処分事案移送通知書（様式第２号）に関係書類を添付して、当該都道府県の公安委員会に移送するものとする。

（処分量定等）

第５条　使用制限等の処分量定等は、放置違反金の納付命令を受けた使用者に対する使用制限

の処分量定基準等（別記）のとおりとする。

（処分の執行）

第６条　本部長は、使用制限の決定があったときは、当該処分を受ける者に対し、車両の使用制限書（様式第３号）を交付するとともに、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第９条の15に規定する標章（以下「運転禁止標章」という。）を当該処分に係る車両の前面の見やすい箇所にはり付けることにより処分を執行するものとする。

２　本部長は、読み替えて適用される使用制限の決定があったときは、当該処分を受ける者に対し、運転代行業者に係る車両の使用制限書（様式第４号）を交付するとともに、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成14年内閣府令第35号）の規定により読み替えて適用される運転禁止標章（以下「読み替えて適用される運転禁止標章」という。）を当該処分に係る車両の前面の見やすい箇所にはり付けることにより処分を執行するものとする。

（処分の執行依頼）

第７条　本部長は、使用制限の決定があった後、当該処分を受ける者が、当該処分に係る車両の使用の本拠の位置を他の都道府県に移転したときは、車両の使用制限処分執行依頼書（様式第５号）に車両の使用制限書、運転禁止標章及び関係書類を添付して当該移転先の都道府県公安委員会に処分の執行を依頼するものとする。

２　本部長は、読み替えて適用される使用制限の決定があった後、当該処分を受ける者が、当該処分に係る運転代行業者の主たる営業所の所在地を他の都道府県に移転したときは、運転代行業者に係る車両の使用制限処分執行依頼書（様式第６号）に車両の使用制限書、読み替えて適用される運転禁止標章及び関係書類を添付して当該移転先の都道府県公安委員会に処分の執行を依頼するものとする。

３　本部長は、他の都道府県公安委員会から使用制限等の処分の執行の依頼を受けたときは、速やかに当該処分を執行し、その結果を、当該依頼をした公安委員会に連絡するものとする。

（監督行政庁からの意見聴取）

第８条　公安委員会は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定による自動車運送事業者又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）の規定による第二種利用運送事業を経営する者である自動車の使用者に対し、使用制限を行うとする場合は、使用制限の処分期間を算定した時点において、事前に、法第75条の２第３項の規定により準用する法第75条第３項の

規定に基づき、国土交通省関東運輸局埼玉支局長を経て国土交通省関東運輸局長（以下「運輸局長」という。）の意見を聴くものとする。

２　前項の意見聴取の結果、運輸局長の意見に基づき処分期間の変更を行う場合は、当該処分事案の内容、被処分者の事業の公共性等を検討した上で、これを行うものとする。

（細目的事項）

第９条　この規程を実施するため必要な細目的事項は、本部長が定める。

附　則

この規程は、平成18年６月１日から施行する。

附　則（平成19年５月29日埼玉県公安委員会規程第３号）

この規程は、平成19年６月１日から施行する。

附　則（平成20年３月25日埼玉県公安委員会規程第２号）

この規程は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月23日埼玉県公安委員会規程第６号）

この規程は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成29年３月９日埼玉県公安委員会規程第７号）

この規程は、平成29年３月12日から施行する。

附　則（令和８年５月19日埼玉県公安委員会規程第３号）

この規程は、令和８年５月21日から施行する。

別記

（第５条関係）

放置違反金の納付命令を受けた使用者に対する使用制限の処分量定基準等

第１　用語の定義

この基準において使用する用語は、本則において使用する用語の例によるほか、次に掲げる用語の意義は、それぞれ定めるとおりとする。

(1) 車両の使用者

車両の使用者（読み替えて適用される使用制限にあっては、随伴自動車を除く車両の使用者である運転代行業者）とは、車両を使用する権原を有し、その運行を支配し、管理する者のことをいう。法人の車両については、当該法人が車両の使用者として使用制限命令を受ける客体となる。

(2) 納付命令の回数

納付命令の回数とは、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第26条の８（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号）第４条により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に規定する納付命令の回数をいう。

(3) 前歴の回数

前歴の回数とは、令第26条の８の表１備考に規定する前歴の回数（道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第390号）附則第２条及び第５条により読み替えて適用する場合を含む。）をいう。

(4) 基準日

基準日とは、令第26条の８に規定する当該標章が取り付けられた日前６月以内及び令第26条の８の表１備考に規定する当該標章が取り付けられた日前１年以内において、使用制限の基準となる納付命令の回数及び前歴の回数を計算するための期間の起算日とする、当該標章が取り付けられた日をいう。

(5) 基準本拠

基準本拠とは、基準日における当該車両の使用の本拠をいう。

(6) 基準代行業

基準代行業とは、基準日における当該車両（随伴自動車を除く。）の使用者である運

転代行業者が営む自動車運転代行業をいう。

第２　前歴の回数及び納付命令の回数を計算するに当たっての留意事項

１　前歴の回数の計算

(1)　前歴の回数は、基準日前１年以内に、運転禁止期間の開始の日がある車両の使用の制限命令の回数であり、基準日前１年に当たる日が運転禁止期間中である場合は、前歴の回数に含まれない。

(2)　前歴の回数は、基準日前１年以内に、当該基準本拠（読み替えて適用される使用制限にあっては基準代行業）において使用する車両の運転について受けた車両の使用の制限命令の回数であり、例えば、基準日の時点では、当該基準本拠以外の使用の本拠において運転している車両又は当該使用者が使用していない車両（読み替えて適用される使用制限にあっては、当該基準代行業において使用していない車両）であっても、基準日前１年以内に当該使用者が当該基準本拠（読み替えて適用される使用制限にあっては基準代行業）において使用している間に受けた命令は、前歴の回数に含めて計算することになる。

２　納付命令の回数の計算

(1)　納付命令の回数に含めて計算する放置違反金納付命令は、基準日前６月以内に、放置違反金納付命令書（放置違反金の納付命令等に関する規程（平成18年埼玉県公安委員会規程第16号）様式第１号）が使用者に送達されたものである必要があることから、放置違反金納付命令書の送達を法第51条の４第18項に規定する公示送達により行った場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２第３項の規定に基づき放置違反金納付命令公示送達書（放置違反金の納付命令等に関する規程様式第２号）をインターネットにより不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公安委員会の掲示板に掲示するなどの措置（以下「掲示等の措置」という。）を開始した日から起算して７日を経過したときに送達があったものとみなされることを考慮し、基準日前７日目に当たる日以降に行った納付命令については、納付命令の回数の計算から除外すること。

なお、法第51条の４第10項の規定により公示による納付命令をした場合は、令第17条の５第３項の規定により掲示等の措置を開始した日から起算して３日を経過した日に効力を生ずるが、放置違反金納付命令書により納付命令をした場合との均衡を考慮し、基準日前７日目に当たる日以降に掲示等の措置を開始した公示による納付命令については、納付命

令の回数の計算から除外することとする。

(2) 基準日前６月目に当たる日前に発出された放置違反金納付命令書については、同日以降に使用者に送達されることがあり得るが、正確な送達時期が確定できないことにかんがみ、同日以降に発出された放置違反金納付命令書又は掲示等の措置を開始した公示による納付命令のみを納付命令の回数に含めて計算することとする。

第３　処分量定

令第26条の８の規定による車両の使用制限命令の処分基準に該当することとなった車両の使用者に対する使用制限の処分期間の具体的量定は、同条表２に規定する期間の範囲内で、次により行うものとする。

１　処分量定の基準

処分量定の基準は、当該使用者の前歴の回数、納付命令の回数及び車両の種類に応じ、次表のとおりとする。

前歴及び納付命令の回数 / 車両の種類	前歴なし			前歴１回			前歴２回以上
	納付命令３回	納付命令４回	納付命令５回以上	納付命令２回	納付命令３回	納付命令４回以上	納付命令１回以上
大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車又は重被牽引車	30 日	40 日	50 日	60 日	70 日	80 日	３月
普通自動車	20 日	30 日	40 日	40 日	50 日	２月	２月
大型自動二輪車、普通二輪車、小型特殊自動車又は原動機付自転車	10 日	15 日	20 日	20 日	25 日	１月	１月

２　処分の加重、軽減又は免除

(1) 処分を加重することができる場合

当該使用者が、当該車両に係る当該違法駐車行為について下命・容認若しくはこれに準ずる行為又は違反を誘発するような行為をしたと認められる場合は、前記1にかかわらず、その悪質性に照らし相当な範囲で、処分期間を加重することができる。

(2) 処分を軽減することができる場合

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合で、使用者の運行管理の改善が期待できるときは、当該処分期間の２分の１を超えない範囲で処分期間を軽減することができる。

ア　当該処分により公共輸送力の確保に著しい影響を生ずるおそれがあると認められる場合

イ　前歴の回数がなく、かつ、基準日前１年以内に、当該基準本拠（読み替えて適用される使用制限にあっては基準代行業）において使用する車両について、令第26条の８に規定する基準に達したにもかかわらず(3)の適用により処分を免除されたこと（以下「免除歴」という。）がない場合（以下「前歴及び免除歴がない場合」という。）で、当該使用者の使用する自動車の数が少ないため事業活動等に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる場合

ウ　前記ア及びイのほか、情状酌量すべき事情がある場合

(3) 処分を免除することができる場合

次に掲げる事項のすべてに該当する場合は、当該処分を免除することができる。

ア　前歴及び免除歴がない。

イ　基準日前６月以内に受けた納付命令の回数が３回で、かつ、処分を決定しようとする時点において、すべての納付命令について放置違反金の滞納がない。

ウ　当該使用者が具体的な再発防止策を提示しているなど、違法駐車行為を防止するための運行管理について顕著な改善が十分に期待できる。

(4) 処分の加重、軽減又は免除を行うに当たっての留意事項

当該使用者に車両を使用させることの危険性を慎重に検討した上で、社会通念上相当と認められる範囲内で行うこと。特に処分の免除の判断は慎重に行うこと。

また、処分が不公平にならないように配意すること。

様式第１号（第４条関係）

公委第　　号（交指）
年　　月　　日

公安委員会　殿

埼玉県公安委員会　印

車両の使用制限処分事案移送通知書

下記の者に対する車両の使用制限命令の対象になると認められる事案を発見したので、当該事案に係る関係書類を添えて通知します。

車両の使用者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び事業所の所在地）	
車両の番号標の番号	
処分該当事案	
移送の理由	
添付書類	
備考	

様式第２号（第４条関係）

公委第　　号（交指）
年　　月　　日

公安委員会　殿

埼玉県公安委員会　印

運転代行業者に係る車両の使用制限処分事案移送通知書

下記の者に対する車両の使用制限命令の対象になると認められる事案を発見したので、当該事案に係る関係書類を添えて通知します。

運転代行業者の氏名及び主たる営業所の所在地	
車両の番号標の番号	
処分該当事案	
移送の理由	
添付書類	
備考	

様式第３号（第６条関係）

（表面）

埼玉県公安委員会指令丁第　　号

年　　月　　日

車　両　の　使　用　制　限　書

埼　玉　県　公　安　委　員　会　印

命　令　の　年　月　日	年　　月　　日
使用者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び事業所の所在地）	
使　用　の　本　拠　の　位　置	
車両の番号標の番号	
運　転　禁　止　の　期　間	年　　月　　日　から 日間 年　　月　　日　まで
運　転　禁　止　の　理　由	

裏面に教示文があります。

（裏面）

教示文

1　審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、埼玉県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2　取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第４号（第６条関係）

（表面）

埼玉県公安委員会指令丁第　　号

年　　月　　日

運転代行業者に係る車両の使用制限書

埼 玉 県 公 安 委 員 会 印

命 令 の 年 月 日	年　　月　　日
使用者である運転代行業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び事業所の所在地）	
主たる営業所の所在地	
車両の番号標の番号	
運 転 禁 止 の 期 間	年　　月　　日　から 日間 年　　月　　日　まで
運 転 禁 止 の 理 由	

裏面に教示文があります。

（裏面）

教示文

1　審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、埼玉県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2　取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第５号（第７条関係）

公委第　　号（交指）
年　　月　　日

公安委員会　殿

埼玉県公安委員会　印

車両の使用制限処分執行依頼書

下記の者に対する車両の使用制限命令に関する処分の執行を依頼します。

使用制限番号		第　　号
被処分者	車両の使用者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び事業所の所在地）	
	車両の番号標の番号	
執行依頼の理由		
添付資料		□　使用制限書　　通 □　標　　章　　通 □　その他　　通

様式第６号（第７条関係）

公委第　　号（交指）
年　月　日

公安委員会　殿

埼玉県公安委員会　印

運転代行業者に係る車両の使用制限処分執行依頼書

下記の者に対する車両の使用制限命令に関する処分の執行を依頼します。

使用制限番号		第　　号
被処分者	車両の使用者である運転代行業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び事業所の所在地）	
	車両の番号標の番号	
執行依頼の理由		
添付資料		□　使用制限書　　通 □　標　　章　　通 □　そ　の　他　　通